（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等） **第七十条の三**　（略） 2　（略） 3　後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。 一～六　（略） 4・5　（略） （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） **第七十一条の十**　（略） 2　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。ただし、第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。 一～六　（略） 3・4　（略） 5　第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。	（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等） **第七十条の三**　（略） 2　（略） 3　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。 一～六　（略） 4・5　（略） （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） **第七十一条の十**　（略） 2　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。 一～六　（略） 3・4　（略） （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。